○共用給水装置に係る水道料金の戸数扱いに関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、東近江市水道事業給水条例施行規程 （平成１７年度東近江市水道事業管理規程第１５号。以下「施行規程」という。）に基づき、共用給水装置の水道料金の戸数扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 共用給水装置　東近江市給水条例（平成１７年東近江市条例第２２７号。以下「条例」という。）第４条第１項第２号で定めるものとする。

(2) 専用部分　共用給水装置を構成する住居として独立した部分をいう。

(3) 戸数扱い　共用給水装置に係る水道料金を算定するに当たり、専用部分をそれぞれ独立した１戸の専用給水装置とみなして取り扱うことをいう。

(4) 使用戸数　専用部分のうち実際に水道を使用している戸数をいう。

（水道料金の算定方法）

第３条　共用給水装置に係る水道料金は、条例第２６条の基本水量に使用戸数を乗じて、

該当給水装置の基本水量を求め、検針により算出した水量から差し引いて超過水量分を計算し、使用戸数分の基本料金と超過料金との合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

２　前項の場合において、各専用部分のメーターの口径は、１３ミリメートルとみなす。

（戸数扱いの決定）

第４条　共用給水装置に係る水道料金の戸数扱いの決定は、本要領の適用を受けようとする水道使用者の申請により行う。

２　戸数扱いの適用を受けようとする水道使用者は、共用給水装置に係る水道料金の戸数扱い申請書（様式第１号）を東近江市長（以下、「市長」という。）に提出しなければならない。

３　戸数扱いの適用期間は申請月の翌月検針分から当該年度の３月３１日までとし、この申請が受理されたときは、年度途中に内容変更することができない。

４　次年度以降、引き続き適用を受けようとするときは、水道使用者は適用が切れる前月までに申請書を提出しなければならない。

５　申請書の届出がないときは、水道使用者はこの適用を受けることができない。

６　この要領の適用において、申請者等に損害が生ずる場合があっても、市長はその責を負わない。

７　市長は、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

（水道料金の納付義務）

第５条　水道使用者は、第３条の規定により算定された共用給水装置に係る水道料金を、市長の指定する方法により、納付期限までに納付しなければならない。

（取扱い決定通知）

第６条　市長は、第４条の決定を行ったときは、共用給水装置に係る水道料金の戸数扱い決定通知書（様式第２号）によりその旨を水道使用者に通知する。

（戸数扱いの中止）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の適用を中止する。

(1) 共用給水装置が２戸以上の専用部分を有しなくなったとき。

(2) 共用給水装置の水道の使用が中止されたとき。

(3) 共用給水装置が廃止されたとき。

（取消し）

第８条　市長は、水道使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、共用給水装置に係る水道料金の戸数扱いを取消しすることができる。

(1) 第５条の規定に違反したとき。

(2) 条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。

(3) 申請書の内容に虚偽があったとき。

（その他）

第９条

この要領に定めるもののほか、必要事項は市長が別に定める。

　　　附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。